

和歌山市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、和歌山市長及び和歌山市教育委員会から包括外部監査結果に基づく措置等の状況について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

令和5年8月31日

和歌山市監査委員	森	田	昌	伸
同 上	柳	野	純	夫
同 上	古	川	祐	典
同 上	園	内	浩	樹

包括外部監査結果に基づく措置等の状況の公表

令和5年8月31日

和歌山市監査委員

和行経第17号
令和5年8月7日
(2023年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 尾花正啓

包括外部監査結果に基づく措置等について（通知）

包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和3年度）

〔監査テーマ〕 特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>1 国民健康保険事業特別会計 (4) 将来推計の作成について 将来推計のシミュレーションとして令和4年度より赤字化しその補填のために36億円の繰越金の取り崩しが見込まれているが、当該シミュレーションによれば、赤字の拡大により近い将来には、現在の36億円の繰越金が欠損金になるという悲惨なシナリオとなっているため、今後の1人当たりの医療費の上昇傾向などを踏まえたより詳細な推計値を作成し、収納率の向上や適正な保険料水準の検討など、対策を練る必要がある。</p>	<p>医療費水準及び国民健康保険事業費納付金の増減傾向等を加味して作成した、より詳細な将来推計を基に、収納率の向上対策及び適正な保険料水準の検討等、保険事業財政の健全化対策を実施していきます。</p>	<p>健康局 国保年金課</p>	<p>25</p>
<p>7 漁業集落排水事業特別会計 (3) 料金設定方法について 公共下水道と浄化槽利用者に対する料金は値上げがあったのに対し、漁業集落排水事業に対する料金設定は設置当初から20年程度変更されていない。利用者数の減少も見込まれる中、当該事業の持続可能性を踏まえると、適切な料金設定をする必要がある。</p>	<p>現行の料金は、公共下水道事業の料金体系に当てはめて算出した場合の料金より高くなっていることから、現時点では現行の料金体系を維持していきます。</p>	<p>企業局 経理課 (監査時担当) 産業交流局 農林水産課</p>	<p>84</p>
<p>(4) 一般会計からの繰入金について 一般会計からの繰入が多額となっていることから、公営企業化後に公共下水道への切り替えや料金設定を検討していくとのことであるが、適切に対応していく必要がある。</p>	<p>経費の削減を実施し、繰入金の縮減に努めていきます。</p>	<p>企業局 経理課 (監査時担当) 産業交流局 農林水産課</p>	<p>85</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和3年度）

〔監査テーマ〕 特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>8 農業集落排水事業特別会計</p> <p>(3) 料金設定方法について</p> <p>公共下水と浄化槽利用者に対する料金は値上げがあったのに対し、農業集落排水事業に対する料金設定は設置当初から20年程度変更されていない。利用者数の減少も見込まれる中、当該事業の持続可能性を踏まえると、適切な料金設定をする必要がある。</p>	<p>現行の料金は、公共下水道事業の料金体系に当てはめて算出した場合の料金より高くなっていることから、現時点では現行の料金体系を維持していきます。</p>	<p>企業局 経理課</p> <p>(監査時担当) 産業交流局 農林水産課</p>	88
<p>(4) 一般会計からの繰入金について</p> <p>一般会計からの繰入が多額となっていることから、公営企業化後に中流域下水道への切り替えや料金設定を検討していくとのことであるが、適切に対応していく必要がある。</p>	<p>経費の削減を実施し、繰入金の縮減に努めていきます。</p>	<p>企業局 経理課</p> <p>(監査時担当) 産業交流局 農林水産課</p>	89
<p>9 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計</p> <p>(1) 貸付金台帳の網羅性について</p> <p>貸付の台帳については、貸付の明細が一覧としてシステムから出力されるわけではないので、決算における貸付残高との一致が確認できない。</p> <p>決算数値である貸付の残高の内訳である個人別の明細は決算根拠資料として必要であり、システムを改修する等により貸付金の明細の合計残高と決算における貸付残高の一致を定期的に確認し、決算数値の適正性を検証する必要がある。</p>	<p>システム更新時、貸付残高がシステム内で確認できるよう、改修していきます。</p>	<p>福祉局 こども家庭課</p>	94

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和3年度）

〔監査テーマ〕 特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 部 課等名	頁
<p>10 介護保険事業特別会計</p> <p>(1) 介護予防の在り方について</p> <p>介護保険課は、介護保険制度における懸案事項として、介護給付費のひっ迫を考慮しており、対応策のひとつとして、介護予防に重点を置いている。しかし、介護予防施策の効果について、介護認定者数の推移等と関連付けた検証や分析を行っていない。</p> <p>介護給付費のひっ迫という懸案事項に対し、介護予防に重点を置いているのであれば、介護予防施策が介護給付費へ影響を与えているか把握することが必要である。</p>	<p>介護予防施策の効果について、給付費及び介護度の推移に関する検証及び分析を実施しました。</p> <p>今後も、より広い視点を持って検証及び分析に取り組んでいきます。</p>	<p>健康局 介護保険課</p>	<p>107</p>
<p>(3) 連帯納付義務者に対する催告について</p> <p>連帯納付義務者に対する文書による催告、滞納処分への取り組みがなされていない。公平性の観点からも、様々な方法を駆使し、納付率の向上に努める必要がある。</p>	<p>本市では、現在、電話催告、訪問徴収、分割納付相談、預金調査や差押などを実施しています。また、滞納者本人への催告等を実施する時に、連帯納付義務者にも納付折衝を実施しています。</p> <p>今後も、状況に応じて様々な方法で対応し、納付率の向上に努めていきます。</p>	<p>健康局 介護保険課</p>	<p>111</p>
<p>(5) ケアプランチェックのフォローアップについて</p> <p>ケアプランチェックを行った内、8割の事業者に対して指導・改善要望を出している。しかし、改善要望に関しては事後のフォローアップを実施していない。</p> <p>チェックの実効性を上げるためにも、フォローアップの実施が必要である。</p>	<p>基準違反の可能性のある事業者に対して、ケアプランの再提出を求める等のフォローアップを実施しました。</p>	<p>健康局 介護保険課</p>	<p>112</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和3年度）

〔監査テーマ〕 特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 部 課等名	頁
<p>11 後期高齢者医療特別会計</p> <p>(1) 連帯納付義務者への催告、滞納処分の取り組みについて</p> <p>連帯納付義務者に関して、後期高齢者医療保険料決定通知書の裏面に記載し広報はしているものの、連帯納付義務者に対する催告、滞納処分の取り組みがなされていない。公平性の観点からも、様々な方法を駆使し、納付率の向上に努める必要がある。</p>	<p>本市では、現在、電話催告、訪問徴収、分割納付相談、預金調査や差押などを実施しています。また、滞納者本人への催告等を実施する時に、連帯納付義務者にも納付折衝を実施しています。</p> <p>今後も、状況に応じて様々な方法で対応し、納付率の向上に努めていきます。</p>	<p>健康局 保険総務課</p>	<p>117</p>